

公益財団法人群馬健康医学振興会 理事、監事及び評議員に
対する報酬等の支給の基準を記載した書類

公益財団法人 群馬健康医学振興会定款第 12 条及び第 27 条の規定により、
理事、監事及び評議員の報酬は、無報酬とする。

<定款抜粋>

第 4 章 評議員

(報酬等)

第 12 条 評議員は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員には費用を弁償することができる。

第 6 章 役員

(報酬等)

第 27 条 役員は、無報酬とする。

.....
(備考)

1. 報酬等

報酬、賞与等職務遂行上の対価

2. 費用

報酬等以外の職務の遂行に伴い発生する旅費及び手数料等の経費